原付バイク（１２５ｃｃ以下）・トラクター・フォークリフトの登録・廃車・名義変更

　　　　　　　　　　　◆原付バイク等を購入または譲渡された場合は、**所有者となった日から15日以内に！**

****　　　　　　　　　　　◆原付バイク等の登録住所の変更等があった場合は、**変更が生じた日から15日以内に！**

　　　　　　　　　　　◆原付バイク等を売却または譲渡した場合は、**所有者でなくなった日から30日以内に！**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**必ず手続きを行ってください！**

**＊１　亡くなられた方名義の原付の手続き　：**相続人（ご家族）の印鑑が必要です。詳しくは下記までお問合せください。

**＊２　ナンバープレート：**市内の方から未廃車の原付を譲渡され、ナンバーを変更する場合はナンバープレートお持ちください。

**＊３　譲渡証明書 ：**譲渡証明書には旧所有者の署名が必要です。標識交付申請書の右下の譲渡証明書欄に署名をしていただくか、下記の譲渡証明書、もしくは廃車証明書についている譲渡証明書をご活用ください。

**＊４　車台番号の石刷り、又は形式適合証（石刷りは写真でも可）**

車体に刻印されている製造番号に紙をあて、鉛筆等でこすって写し取ったものをいいます。

 　　　　　　（例）

# ABC12-3456789

 **お問合せ先　：　藤枝市役所 西館２階 課税課　諸税・法人係 軽自動車税担当　　直通TEL ０５４－６４３－３２７６**

キ リ ト リ セ ン

**譲渡証明書**

 藤枝市長　様

 車名　　　　　　　　　　排気量　　　　　　cc　　車台番号

 住所

譲受人

（もらう方）　氏名

上記の車両を譲渡したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　譲渡人

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（あげる方）　氏 名